

B. 事業創造、 雇用拡大	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
□. 歳出改革					
<p>○雇用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年者雇用の総合的戦略 ・就労をうながす雇用保険、生活保護の制度 	<p>厚生労働省</p>	<p>○若年者雇用対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未内定者対策として学卒未内定者ジョブサポート事業を14年度補正予算で実施 ・若年失業者の就職を促進するためのヤングワークプラザを14年度補正予算で設置 ・なお、15年度予算に、 ①中高生の職業体験機会の充実（51億円）、 ②職業訓練の充実（39億円）、 ③フリーター等に対する就職支援の強化（108億円）等を計上 <p>○雇用保険制度の在り方については、厳しい雇用失業情勢が長期化する中で、経済社会の構造的変化に的確に対応し、制度の安定的運営を確保するため、給付について①早期再就職の促進、②多様な働き方への対応、③再就職の困難な状況に対応した重点化を図るととも</p>	<p>○若年者雇用対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年者の職業意識、技能の向上等による職業生活への円滑な移行、若年失業者の安定雇用の実現が期待される。 ・14年度補正予算による事業は15年2月より実施 <p>○雇用保険制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給者の早期再就職の促進、将来にわたる雇用保険制度の安定的運営の確保等が図られるものと考えられる。 		<p>○若年者雇用対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ①第156回国国会期末15年3月末時点の高卒内定率9割の目標を達成するため、学卒未内定者ジョブサポート事業を強力に推進し、目標の達成に全力で取り組む。 15年度予算案に計上している事業については、予算成立後速やかに実施 <p>○雇用保険制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ①第156回国国会期末まで ・本年5月1日施行予定。施行後は、改正法の円滑な施行に努める。 ②平成15年末まで ③それ以降 施行後は、改正法の円滑な施行に努める。

に、保険料率について労使負担の急増の緩和に配慮した上で、制度の安定的運営のために必要最小限の引上げを行うこと等を内容とする関係法案を本年1月31日に今国会へ提出したところ。

○生活保護制度については、すでに、就労が可能な者の就労を促進するため、①保護の種類の一つとして生業扶助を設け、生業に必要な資金や技能習得に要する費用を給付するとともに、②勤労収入等を得ている者については、勤労意欲の助長等を図る観点から、保護費の算定における収入認定額から勤労収入に応じた一定額を控除する取扱になっている。

八. 規制改革

<p>「官」から「民」の観点に立ち、規制改革（構造改革特区を含む）や民営化、民間委託、PFIについて論じていただきたい。 (7月19日総理指示)</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>＜サービスの質の向上のための構造改革特区の推進＞ ・第1次提案について、特区において9項目、全国において40項目の事項について対応することとした（「構造改革特区推進のためのプログラム」（平成14年10月11日構造改革特区推進本部決定））。 ・第2次提案について、特区において10項目、全国において12項目の事項について対応することとした（「構造改革特区の第2次提案に対する政府の対応方針」（平成15年2月27日構造改革特別区域推進本部決定））。 ・第2次提案で対応することとした事項のうち、「保育の実施に係る事務の教育委員会への委任」が盛り込まれた「構造改革特別区域法の一部改正法案」が国会に提出（予定）。</p>	<p>・第1次提案で対応することとした事項のうち、「県立の農業大学の届出による無料職業紹介事業の容認」、「社会保険労務士の業務に労働契約の締結等の代理の業務を追加」及び「公設民営方式又はPFI方式による株式会社の特別養護老人ホーム運営への参入の容認」の3項目が盛り込まれた「構造改革特別区域法」が成立（平成14年12月11日）。 ・平成15年4月1日より、自治体の特区計画の認定申請の受付を内閣官房において開始予定。</p>		<p>・特区及び全国で対応することとした事項の着実な実施。 ・第3次提案を6月1日より内閣官房において受け付けることとなっており、自治体からの提案について、真摯に検討。</p>
--	--------------	--	--	--	--

ホ. その他の制度改革

<p>「官」から「民」の観点に立ち、規制改革（構造改革特区を含む）や民営化、民間委託、PFIについて論じていただきたい。 (7月19日総理指示)</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>【職業訓練の民間活用】 離職者を対象とした公共職業訓練においては、より多様な内容の訓練コースを実施するため、専修学校に加え、大学・大学院、求人企業等を活用した民間委託訓練を拡大。</p>	<p>民間委託訓練は、平成14年4月～11月まで22万人を対象に実施。 大学等委託訓練27大学48コース924名(12月末時点) NPO委託訓練21NPO法人29コース688名(12月末時点) 求人者委託訓練909コース1100名受講(11月末時点)</p>	<p>今後とも民間を活用した職業訓練を推進する。</p>	<p>15年度においても、引き続きあらゆる民間教育訓練機関等を活用した訓練を実施する。</p>
--	--------------	--	---	------------------------------	---

B. 事業創造、 雇用拡大	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
□. 歳出改革					
再就職支援のための助成措置等の創設・見直し 不良債権処理就業支援特別奨励金(仮称)を創設し、又はトライアル雇用を通じた就職等に対する支援を行う(緊急雇用創出特別基金の活用)。	厚生労働省	平成14年12月に不良債権処理就業支援特別奨励金を創設し、直接又はトライアル雇用を通じた就職等に対する支援を開始し、平成15年2月からは、一部要件を緩和・拡充して実施しているところである(緊急雇用創出特別基金の活用)。	期待される政策効果13.5万人(支給申請期間の都合により、現時点において支給実績はない(1月末日現在))。	制度の活用促進のために、関係機関と連携し、積極的な周知・広報を図る必要がある。	①第156回国会会期末 ②平成15年末 ③それ以降 関係機関と連携し、積極的な周知・広報に努める。

<p>労働移動支援助成金等の支給要件の緩和、雇用調整助成金の適用の特例措置を実施する。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>・平成14年12月、労働移動支援助成金等における再就職要件について、離職日から7日以内としていたものを3か月以内とするともに、不良債権処理の加速に伴い、雇用調整を行わざるを得ない事業主が作成する雇用調整方針における離職を余儀なくされる労働者については、当分の間、当要件を6か月以内とする特例措置を講じた。</p>	<p><支給実績>平成15年1月末現在 ・労働移動支援助成金 求職活動等支援給付金 6,777人 446,485千円 (平成13年10月から) 再就職支援給付金 87人 15,053千円 (平成13年12月から) 定着講習支援給付金 646人 64,300千円 (平成13年10月から) ・建設業労働移動支援助成金 19人 3,750千円 (平成13年12月から) ・在職者求職活動支援助成金 求職活動支援給付金 7,160人 688,630千円 (平成12年10月から) 再就職支援会社活用給付金 2人 587千円 (平成13年12月から) 在職求職高年齢者等受入給付金 809人 239,652千円 (平成12年10月から)</p>	<p>制度の活用促進のために周知徹底を図る必要がある。</p>	<p>制度の普及を図るため周知広報に努める。</p>
		<p>・平成14年12月より、不良債権処理の加速に伴い、出向・休業等雇用調整を余儀なくされる事業主について生産量低下要件を撤廃する特例措置を実施している。</p>	<p>期待される政策効果6万人(特例措置を利用し雇用調整助成金の計画届を提出した事業主0(平成15年1月末現在))。</p>	<p>制度の普及を図るための周知徹底を行う必要がある。</p>	<p>①第156回国会会期末 ②平成15年末 ③それ以降</p> <p>制度の普及を図るため周知広報に努める。</p>

<p>緊急地域雇用創出特別交付金事業の効果的活用を図る。不良債権処理の影響を受ける離職者への配慮、推奨事業例の見直し、運用の改善を行う。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>平成14年12月に雇用期間（6か月）の更新要件の緩和、推奨事業例の見直し等の運用の改善を行ったところである。また、平成14年度第一次補正予算において800億円を措置し、上積みを図るとともに、新たに中小企業への積極的な事業委託を推進しているところである。</p>	<p>平成13年度において、約2万3千人の雇用を創出し、平成14年度においては、約14万人雇用創出を見込んでいる。</p>	<p>政策目的に合致した地域の創意工夫に基づき効果的な活用が図られるようにする必要がある。</p>	<p>①第156回国会会期末 ②平成15年末 ③それ以降</p> <p>引き続き、交付金事業の円滑な実施に努めるとともに、中小企業特別委託事業については、新たな事業であることから、その円滑な実施が図られるよう、積極的に周知・広報を行うよう都道府県に要請しているところである。</p>
<p>地域中高年雇用受皿事業特別奨励金（仮称）を創設し、新たに設立した会社が、再就職を希望する中高年齢者を受け入れて、公共に貢献する事業を実施場合に支援を行う（緊急雇用創出特別基金の活用）</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>平成14年12月16日に地域中高年雇用受皿事業特別奨励金を創設したが、その後、平成14年度第一次補正予算において、年齢要件を緩和し、30歳以上の者も支援の対象とする等の拡充を行い、平成15年2月10日より地域雇用受皿事業特別奨励金を創設したところである。</p>	<p>期待される政策効果24万人（本助成金の制度上、法人設立から6カ月後の支給申請となるため、実績はなし。）</p>	<p>平成15年2月より改革加速プログラムに基づき対象労働者の年齢範囲を拡大するなどの拡充を行い、「地域雇用受皿事業特別奨励金」となったところである。</p>	<p>①第156回国会会期末 ②平成15年末 ③それ以降</p> <p>引き続き新制度も含めた周知徹底を図る。</p>
<p>新規・成長分野（医療・福祉関連分野等15分野）の事業主が中高年齢の非自発的離職者等を前倒しして雇用する場合等に助成を行う新規・成長分野雇用創出特別奨励金を積極的に活用する。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>新規・成長分野雇用創出特別奨励金について、平成14年12月には、当該助成金の活用促進について、支給機関に対して、通知を行ったところである。</p>	<p><支給実績> 平成11年8月から平成15年1月末まで 支給人数 100,509人 支給金額 60,212,356千円</p>	<p>不正受給に留意しつつ、制度の趣旨・内容等の周知徹底を図る必要がある。</p>	<p>引き続き周知広報を実施する。</p>

八. 規制改革

<p>職業紹介事業について、有料職業紹介事業に係る手数料規制や兼業禁止規制の緩和、無料職業紹介事業に係る届け出制の範囲の拡大、地方公共団体における無料職業紹介事業の実施について検討し、措置する。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>労働者派遣事業の派遣期間の延長や製造業務への対象業務の拡大、有料職業紹介事業の規制緩和、地方公共団体における無料職業紹介事業の実施等を内容とする「職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案」を第156回国会に提出（平成15年3月7日閣議決定）。</p>	<p>職業紹介事業制度、労働者派遣事業制度等の見直しによって、我が国全体の労働力需給調整機能の強化が図られることにより、ミスマッチの解消に資することとなるとともに、労働者が主体的に多様な働き方を選択できる可能性が拡大するものと考えられる。</p>		<p>①第156回国会会期末同法案成立後は、改正法の円滑な施行に向けて周知等を行う予定。 ②平成15年末、③それ以降 改正法の円滑な施行に努める。</p>
<p>労働者派遣事業について、対象業務の拡大（物の製造業務への拡大）、原則1年とされている派遣期間の延長について検討し、措置する。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>労働者派遣事業の派遣期間の延長や製造業務への対象業務の拡大、有料職業紹介事業の規制緩和、地方公共団体における無料職業紹介事業の実施等を内容とする「職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案」を第156回国会に提出（平成15年3月7日閣議決定）。</p>	<p>職業紹介事業制度、労働者派遣事業制度等の見直しによって、我が国全体の労働力需給調整機能の強化が図られることにより、ミスマッチの解消に資することとなるとともに、労働者が主体的に多様な働き方を選択できる可能性が拡大するものと考えられる。</p>		<p>①第156回国会会期末同法案成立後は、改正法の円滑な施行に向けて周知等を行う予定。 ②平成15年末、③それ以降 改正法の円滑な施行に努める。</p>

<p>有期労働契約について、原則1年とされている契約期間の上限の延長、3年の契約が認められている専門職の範囲の拡大について検討し、措置する。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>有期労働契約の契約期間の上限について、原則1年を3年、高度で専門的な知識等を有する者及び満60歳以上の者は5年とすること等を内容とする「労働基準法の一部を改正する法律案」を第156回国会に提出したところ（平成15年3月7日閣議決定）。</p>	<p>有期労働契約の見直しによって、労働者が主体的に多様な働き方を選択できる可能性が拡大するとともに、働き方に応じた適正な労働条件が確保されると考えられる。</p>		<p>①第156回国会会期末同法案成立後は、改正法の円滑な施行に向けて周知等を行う予定。 ②平成15年末、③それ以降改正された労働基準法を着実に施行。</p>
<p>裁量労働制について、適用対象事業場又は業務の拡大及び運用に係る手続の簡素化について検討し、措置する。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>裁量労働制の導入対象事業場要件の廃止など、裁量労働制の要件・手続の緩和等を内容とする「労働基準法の一部を改正する法律案」を第156回国会に提出したところ。（平成15年3月7日閣議決定）。</p>	<p>裁量労働制の見直しによって、労働者が主体的に多様な働き方を選択できる可能性が拡大するとともに、働き方に応じた適正な労働条件が確保されると考えられる。</p>		<p>①第156回国会会期末同法案成立後は、改正法の円滑な施行に向けて周知等を行う予定。 ②平成15年末、③それ以降改正された労働基準法を着実に施行。</p>
<p>ハローワークの求人について、インターネットによる求人企業名等の公開を行う。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>・平成15年1月14日より、ハローワークの求人情報をインターネットで提供している「ハローワーク・インターネットサービス」において、新たに求人企業名等の提供を開始した。</p>	<p>・平成15年2月1～28日の1日平均アクセス数は171,627件と、企業名公開前（平成14年12月の1日平均アクセス数：95,548件）の約1.8倍となった。</p>	<p>特になし。</p>	<p>求人企業名等を含めた情報の提供を推進し、再就職活動の円滑化を図る。</p>

ホ. その他の制度改革

<p>ハローワーク等におけるキャリア・コンサルティング、職員等による出張相談等を実施する。また、離職予定者に在職中から無料の職業訓練を実施する。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>・平成14年12月20日付職発1220008号、能発1220003号「改革加速のための総合対応策」に盛り込まれた職業能力開発施策の実施について」により、従来、求職者を対象として、ハローワークで実施していたキャリア・コンサルティングを離職予定対象者にも実施。また、不良債権処理に伴う離職予定対象者に対し、在職中から離職者を対象とした無料の職業訓練の受講を可能とした。</p>			<p>今後、キャリア・コンサルティングの結果を確認、状況に応じて公共職業訓練及び産業雇用安定センターが行う実践的職業訓練へ誘導する。また、在職中からの無料の職業訓練を引き続き実施予定。</p>
	<p>厚生労働省</p>	<p>・従来、特定の事業所における離職予定在職者の取扱いが一時的に多くなると見込まれる場合は、必要に応じ、当該事業所内等に臨時的・機動的に相談コーナーを設置してきたところであるが、雇用調整方針提出事業主に対しても、積極的にこれを実施し、職業相談、求人情報提供等の支援を行うこととした。</p>	<p>雇用調整方針提出事業主に対する出張相談の実績はない。(これまでの出張相談の実績は、新規求職者数939名、紹介件数370件)。</p>	<p>雇用調整方針の提出事業主に関する情報収集を行うとともに、こうした提出事業所における離職予定在職者の在職中からの再就職支援を機動的に実施する必要がある。</p>	<p>① 第156回国国会会期末 ② 平成15年末 ③ それ以降</p> <p>引き続き、雇用調整方針提出事業主に対し、必要に応じ、当該事業所内等に臨時的・機動的に相談コーナーを設置し、職業相談、求人情報提供等の支援を行うこととする。</p>

<p>高齢者が共同出資して会社等を設立する場合に助成を行う高齢者共同就業機会創出助成金について、年齢要件の緩和を行う。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>平成14年12月16日より高齢者の共同創業のための助成措置（高齢者共同就業機会創出助成金）について、年齢要件の緩和等を実施した。</p>	<p>〈実績〉 要件緩和に係る支給申請は、平成15年度以降となる。（平成13年度において高齢者共同就業機会創出助成金の実績は、220件、約9億円）</p>	<p>・高齢者の意欲・能力に応じた社会参加の促進を図るため、当該助成金の制度の周知を通じ、より一層の有効な活用を図る。</p>	<p>平成15年度においては、中高年齢者が共同して起業することにより、自ら継続的な雇用・就業機会を創出する場合に助成金を支給する。</p>
<p>民間教育訓練機関等における座学と企業における実習をセットした実践的な職業訓練や開業に向けた職業訓練を実施する。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>平成14年12月20日付職発1220008号、能発1220003号「改革加速のための総合対応策」に盛り込まれた職業能力開発施策の実施についてにより、既存の訓練コースの受講では再就職が困難なものに対し、民間教育訓練機関等での座学訓練と事業所での実習訓練を組み合わせた離職者の早期の再就職や将来的な将来的な開業に資する実践的な職業訓練を実施することとした。</p>	<p>実施状況（H15.1.6より順次実施中 H15.3.17現在） ・実施コース数 4コース ・受講者 33名 実施予定（平成14年度内） 10コース165名 訓練コース例 マンション管理科、ホテル・フロント業務科 等</p>		<p>15年度においても引き続き座学型訓練と実習型訓練を組み合わせ、より効果的な職業訓練を実施予定。</p>